

## 尼崎市公営企業局公式ホームページ広告掲載仕様書

### 1 主記

この仕様書は、尼崎市公営企業局公式ホームページ（以下「公営企業局ホームページ」という。）に有料のバナー広告（広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するホームページに移動することができる広告画像をいう。以下「広告」という。）の募集及び掲載する業務を実施するために必要な事項を定めるものである。

### 2 掲載する広告

#### (1) 内容

尼崎市公営企業局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び尼崎市公営企業局広告掲載基準に適合したものであること。

#### (2) 掲載期間

広告を掲載する期間は、原則として別表バナー広告掲載日程表に定める掲載月の1か月単位とする。ただし複数月の広告掲載を妨げるものではない。

#### (3) 掲載場所

公営企業局ホームページのトップページ下部。なお、広告掲載の順序は申し込み日の順とし、入れ替え等を行わない。

#### (4) 規格

天地60ピクセル、左右120ピクセル。

#### (5) データ形式

GIF形式、又はJPEG形式。

#### (6) その他

詳細は「尼崎市公営企業局公式ホームページバナー広告表現ガイドライン」のとおり。

### 3 広告原稿の提出

(1) 広告掲載が決定した場合、別途送付する尼崎市公営企業局公式ホームページ広告掲載決定通知書に記載する期日までに電子記録媒体又は電子メールにより提出するものとする。

(2) 広告原稿は広告主の責任及び負担で作成するものとする。

### 4 支払方法

(1) 別表に定める掲載月に基づき、1枠あたり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。ただし、各掲載月について、掲載開始日から掲載終了日までの期間に満たない日数の広告を掲載する場合でも、月額の日割り計算をしない。

(2) 掲載月の前月20日を納入期限として、指定する金融機関の口座に振り込むものとし、4月分の広告掲載料は4月20日を期限とする。ただし、20日が尼崎市の休日（以下「休日」という。）を定める条例（平成3年条例第1号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日をもってその期限とみなす。

(3) 買受者が前項の納入期限までに広告掲載料を納入しないときは、売渡者は当該納入期限（当該納入期限が延長されたときはその延長後の納入期限。以下この項において同じ。）の翌日からその納入を行った日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント

(当該納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額を遅延利息として買受者に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は請求しない。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、法令(尼崎市の条例等を含む。)及び要綱の定めるところによるもののほか、協議して定める。

以 上

## バナー広告掲載日程

掲載月	掲載開始日	掲載終了日
4月	2025年 4月1日(火曜日)	2025年 4月30日(水曜日)
5月	2025年 5月1日(木曜日)	2025年 5月31日(土曜日)
6月	2025年 6月1日(日曜日)	2025年 6月30日(月曜日)
7月	2025年 7月1日(火曜日)	2025年 7月31日(木曜日)
8月	2025年 8月1日(金曜日)	2025年 8月31日(土曜日)
9月	2025年 9月1日(月曜日)	2025年 9月30日(火曜日)
10月	2025年10月1日(水曜日)	2025年10月31日(金曜日)
11月	2025年11月1日(土曜日)	2025年11月30日(日曜日)
12月	2025年12月1日(月曜日)	2025年12月31日(水曜日)
1月	2026年 1月1日(木曜日)	2026年 1月31日(土曜日)
2月	2026年 2月1日(日曜日)	2026年 2月28日(土曜日)
3月	2026年 3月1日(日曜日)	2026年 3月31日(火曜日)

以 上